三(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　十一号及び三十三号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
松山市中村二丁目三二番三から同市中村二丁目一一二番二まで	前	二九・四メートル～三一・〇メートル	〇・〇五二キロメートル
	後	二八・七メートル～四二・四メートル	〇・〇五二キロメートル

(四)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局松山河川国道事務所

○四国地方整備局告示第三十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十二年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

その関係図面は、平成二十二年三月三十日　四国地方整備局長　足立　敏之

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十一号及び三十三号	松山市中村二丁目三二番三から同市中村二丁目一一二番二まで	四国地方整備局及び同局松山河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年三月三十日

○九州地方整備局告示第五十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月三十日　九州地方整備局長　岡本　博

一(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　二百二十号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
鹿屋市串良町下小原字矢八郎堀三三三三番一から同市串良町下小原字矢八郎堀三三五六番三まで	前	一三・四メートル～一六・六メートル	〇・一六七キロメートル
	後	一四・五メートル～二六・三六メートル	〇・一六七キロメートル

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局大隅河川国道事務所

二(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　四百九十七号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
唐津市浜玉町谷口字上黒田一一二三番二から同市浜玉町谷口字川崎三三番一まで	前	二〇・二メートル～一一・〇メートル	〇・九七〇キロメートル
	後	二〇・二メートル～一〇〇・五メートル	〇・九七〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局佐賀国道事務所

○九州地方整備局告示第五十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月三十日　九州地方整備局長　岡本　博

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百二十号	鹿屋市串良町下小原字矢八郎堀三三三三番一から同市串良町下小原字矢八郎堀三三五六番三まで	九州地方整備局及び同局大隅河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年三月三十日

○九州地方整備局告示第五十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年三月三十日　九州地方整備局長　岡本　博

一　施行者の名称　福岡県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成十六年九州地方整備局告示第七号福岡都市計画道路事業三・三・二十五号那珂川宇美線
三　事業施行期間　自平成十六年一月二十三日至平成二十七年三月三十一日
四　事業地
　収用の部分　変更なし
　使用の部分　なし

○九州地方整備局告示第六十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年三月三十日　九州地方整備局長　岡本　博

一　施行者の名称　福岡県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成十六年九州地方整備局告示第三十八号大川都市計画道路事業三・三・十号堤上野線、三・四・二号小保酒見線、三・五・三号若津新茶屋線及び三・六・七号小保若津港線
三　事業施行期間　自平成十六年三月八日至平成二十六年三月三十一日
四　事業地
　収用の部分　平成十六年九州地方整備局告示第三十八号の事業地に大字向島字下中開を加え、大字小保字矩手並びに大字向島字壱町田及び字四反田地内において事業地を変更する。
　使用の部分　変更なし

○北海道開発局告示第四十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月三十日　北海道開発局長　関　克己

一(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　五号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
札幌市手稲区富丘二条三丁目六七番一から同市手稲区富丘二条三丁目六四番一まで	前	二五・三メートル～三〇・四メートル	〇・一三〇キロメートル
	後	二五・〇メートル～二五・三メートル	〇・一三〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局札幌開発建設部